



ノゾキミ卒業後の セカイ2024

北大津養護学校 3 回目

大津市立やまびこ総合支援センター内
大津市基幹相談調整センター
主任相談支援専門員 松岡 啓太

卒業後の所得保障

所得の保障

①障害年金

②特別障害手当

- ・精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。

③生活保護

- ・年金や給与だけでは生活が困難な場合で、本人の預貯金等がほとんどない場合に申請できます。

④給与や工賃

障害年金に関して

- 病気やけがによる障害で日常生活・社会生活・経済生活に困難が生じている人に、障害に応じた額の年金を支給します。

①障害年金の受給要件

- 1 初診日に公的年金に加入していること
- 2 障害年金を受給できる障害状態にあること
- 3 保険料を納付していること

しかし、20歳前に障害の状態になった方については、加入要件や保険料納付要件を問うことなく、20歳に達したときから障害基礎年金が受給可能です。

（注）障害年金は働いていても受給することが出来ます。厚生労働省の「令和元年 障害年金受給者実態調査」によると、障害年金を受給している人の3割が働いていることがわかっています。

障害者は国民年金保険料が全額免除されますか？

- 日本に住むすべての20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入する義務がありますが障害基礎年金ならびに被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方は認定された日を含む月の前月の保険料から免除となります。免除となった場合は「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を行政に提出してください
- 障害年金を受給しつつ就職した場合は社会保険に加入します。障害年金受給中は国民年金保険料は法定免除ですが、厚生年金・健康保険は免除になりません。

障害年金に関して 知的障害の程度

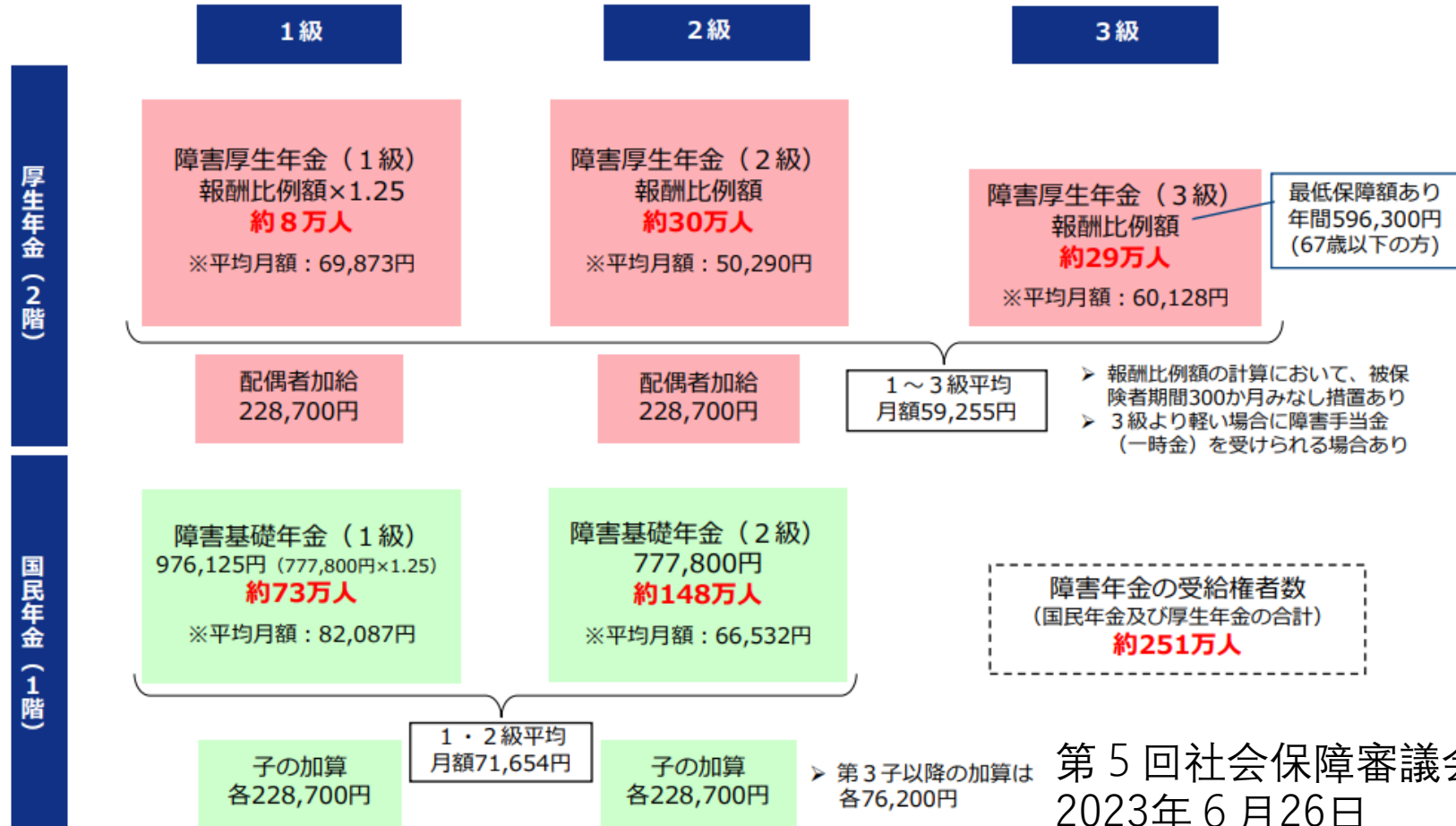
等級	障害の程度
1級	知的障害があり、食事や身の回りのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの
3級	労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
障害手当金	傷病が治ったもので、労働が制限を受けるか、労働に制限を加えることを必要とする程度のもの

障害年金に関して

等級	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	993,750円 + 子の加算額	報酬比例の年金額※ × 1.25 + 配偶者加給年金（22万8700円）
2級	795,000円 + 子の加算額	報酬比例の年金額※ + 配偶者加給年金（22万8700円）
3級		報酬比例の年金額※（最低保障額：59万6300円）
障害手当金		

- ・ 子の加算に関しては、1～2人目には各22万8700円、3人目以降には各7万6200円になります。
- ・ 前年の所得額が4,721,000円を超える場合は年金の全額が支給停止となり、3,704,000円を超える場合は2分の1の年金額が支給停止となります。
- ・ 障害基礎年金にプラスして、前年の所得額が「4 7 2 万 1 0 0 0 円 + 扶養親族の数 × 3 8 万円」以下であれば、等級に応じた年金生活者支援給付金を受給できます。

障害年金の給付額と受給権者数

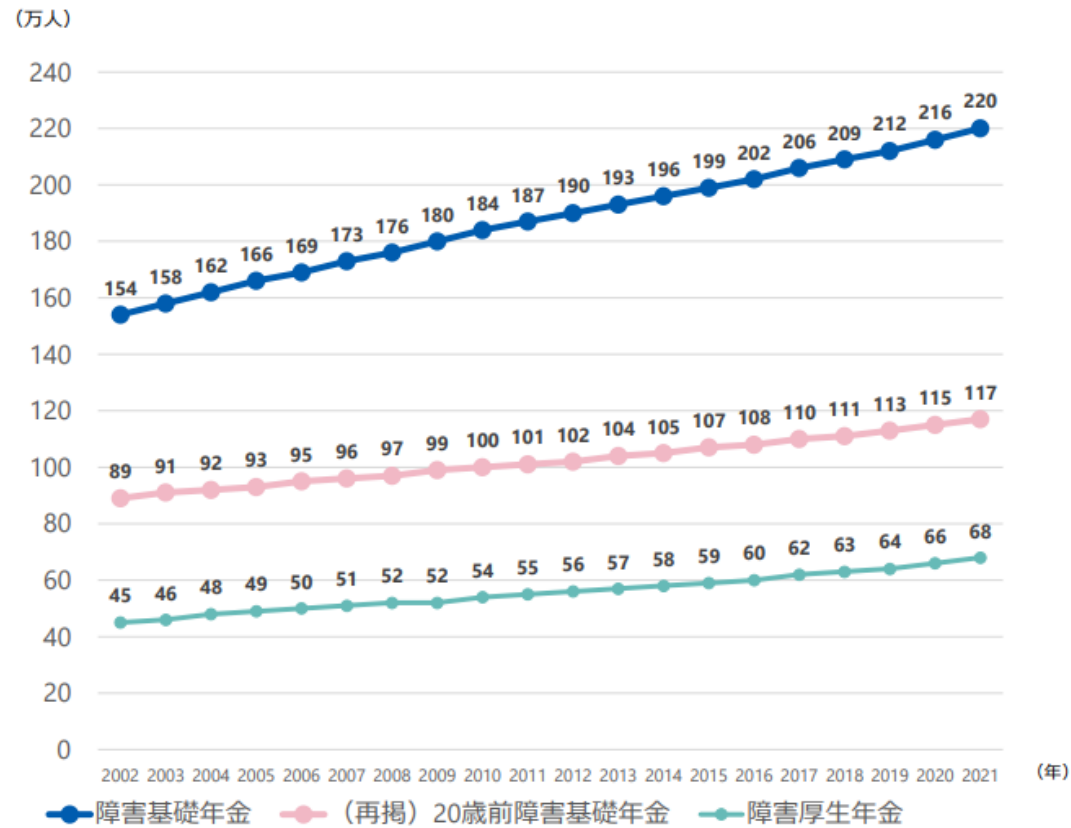


第 5 回社会保障審議会年金部会
2023年 6 月26日

(注) 人数・平均月額については、厚生年金保険・国民年金事業年報（令和3年度）による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。

障害年金受給権者数の推移

- 障害基礎年金、障害厚生年金ともに受給権者数は増加傾向にある。



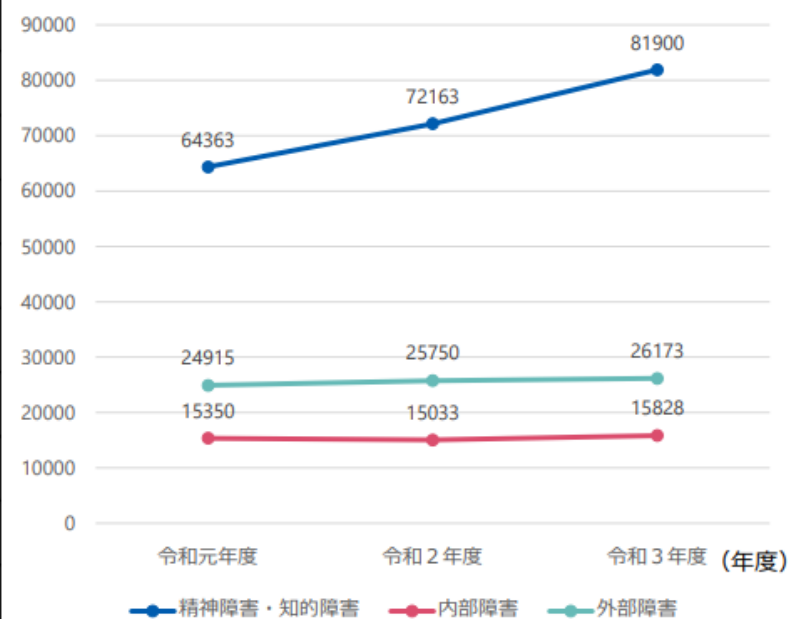
(出典) 厚生年金保険・国民年金事業年報による年度末の数値

障害年金受給権者数の増加要因

- 令和3年度の診断書別の新規裁定件数・割合を見ると、「精神障害・知的障害」が全体の約7割を占め、直近3年間の推移を見ても増加傾向にあることから、この増加が障害年金受給者数の増加につながっていると考えられる。

令和3年度 診断書種類別支給件数			
診断書種類	新規裁定		
	障害基礎・厚生合計	障害基礎	障害厚生
精神障害・知的障害	81,900 66.1%	61,200 79.4%	20,700 44.2%
内部障害	15,828 12.8%	4,588 5.9%	11,240 24.0%
呼吸器疾患	667 0.5%	177 0.2%	490 1.0%
循環器疾患	3,548 2.9%	395 0.5%	3,153 6.7%
腎疾患・肝疾患・糖尿病	7,380 6.0%	3,034 3.9%	4,346 9.3%
血液・造血器・その他	4,233 3.4%	982 1.3%	3,251 6.9%
外部障害	26,173 21.1%	11,325 14.7%	14,848 31.7%
眼	2,527 2.0%	1,296 1.7%	1,231 2.6%
聴覚等	2,855 2.3%	1,324 1.7%	1,531 3.3%
肢体	20,791 16.8%	8,705 11.3%	12,086 25.8%
合計	123,901 100.0%	77,113 100.0%	46,788 100.0%

(件) 直近3年間の診断書種類別支給件数（新規裁定）の推移



出典：日本年金機構「障害年金業務統計」

※単位：各欄の上段は件数、下段は同一決定区分内での構成比（％）。

※「聴覚等」は、聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能。

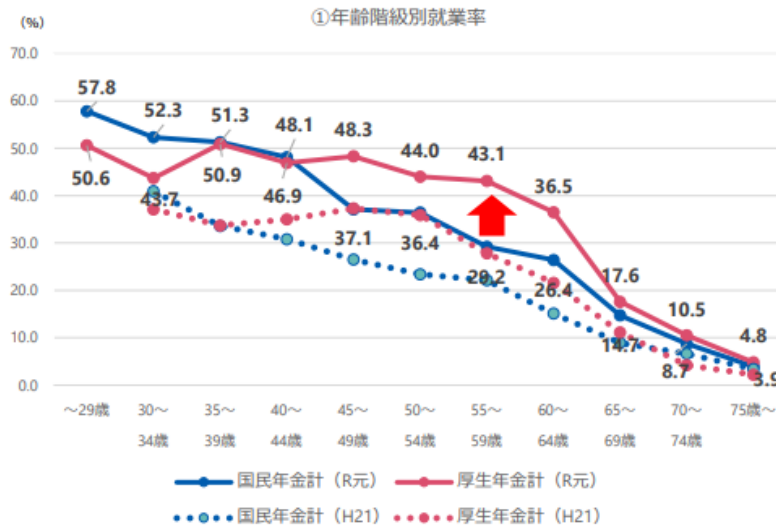
※1人の受給権者が複数枚の診断書を用いている場合は、診断書ごとに件数を計上しているため、合計数は実際の決定件数の合計と一致しない。

※再認定の決定件数は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応（1年延長）により大幅に増加していることから、参考数値として掲載している。

第5回社会保障審議会年金部会
2023年6月26日

障害年金受給者の就労状況

- 年齢階級別の就業率について、平成21（2009）年と令和元（2019）年とを比較すると、全ての年代において就業率が上昇している。また、国民年金・厚生年金ともに、概ね年齢が上がるにつれて就業率が下がる傾向。
- 現在就業している障害年金受給者について、1年間の仕事による収入をみると、厚生年金、国民年金ともに「～50万円」（厚生年金計：23.9%、国民年金計：52.1%）が最も多くなっている。
- 障害種別・障害等級別の障害年金受給者の就業率を見ると、いずれの障害種別でも就労率は高まっている。



(注) 平成21年度調査では、「～29歳」のデータを集計していない。

出典：①平成21年・令和元年障害年金受給者実態調査

②令和元年障害年金受給者実態調査

③令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」
「障害年金受給者の動向と実態」百瀬優

②制度・等級、本人労働収入階級別構成割合

		本人の仕事による年間収入（単位：万円）									
		計	～50	50～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～	不明
国民年金・厚生年金		100.0	46.9	17.4	12.0	7.0	6.3	3.8	1.9	2.5	3.2
厚生年金	計	100.0	23.9	16.1	13.2	9.6	12.2	9.5	5.5	8.1	2.0
	1級	100.0	26.5	15.5	14.0	7.8	11.1	8.2	4.8	8.9	3.1
	2級	100.0	32.4	17.2	11.4	8.8	10.8	7.4	4.4	5.4	2.3
	3級	100.0	16.5	15.2	14.6	10.5	12.4	11.5	6.5	10.3	1.5
国民年金	計	100.0	52.1	17.7	11.6	6.3	4.6	2.2	1.0	0.9	3.5
	1級	100.0	56.4	11.3	8.5	4.7	7.3	4.8	1.9	0.8	4.1
	2級	100.0	50.6	19.9	12.7	6.9	3.7	1.2	1.2	1.0	3.3

③障害年金受給者（20～59歳）の就労率（障害等級別・障害種別）

	平成21（2009）年			平成26（2014）年			令和元（2019）年		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
計	38.1%	47.9%	18.6%	43.4%	52.0%	25.7%	48.0%	58.6%	34.8%
厚生年金1級	19.6%	-	-	20.7%	-	-	24.7%	-	-
厚生年金2級	42.2%	-	15.3%	45.3%	-	18.7%	50.9%	-	28.9%
厚生年金3級	59.6%	-	25.5%	66.2%	-	39.8%	73.5%	-	4.7%
国民年金1級	32.6%	28.4%	8.5%	35.2%	31.1%	11.8%	39.1%	32.4%	17.2%
国民年金2級	39.4%	64.1%	20.6%	49.9%	66.5%	27.3%	51.4%	75.3%	36.4%

障害基礎年金に関して

①年金事務所や市の担当窓口に行き、受給要件の確認と必要書類を受け取る。

②診断書を作成する病院の予約

- 精神の障害の診断書は原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師が記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。

③申立書の作成

- 知的障害の場合、原則的に初診日は知的障害を疑って病院に行った日ではなく、出生日になります。
- 発達障害の診断もある場合、知的障害と発達障害の2つの病名で申請することもできます。

No. 一中校中

病歴状況	傷病名				
発病日	昭和・平成 年 月 日	初診日	昭和・平成 年 月 日		
記入する前にお読みください。 ○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、<u>発病したときから現在までの経過</u>を年月順に期間をあげずに記入してください。 ○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。 ○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。 ○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。 ○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を3年から5年ごとに区切って記入してください。					
1	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで）			
2	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況			
3	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況			
4	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況			
5	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日まで 受診した ・ 受診していない 医療機関名	左の期間の状況			

- 履歴、診療受歴、生活は表面を、のど書な請職
- 場合、いたして診たい。受つています。医療機関にいかつてか
- 「病歴出校、本でと、かく欄字て比なたたしの中けにういだ入」分人よて要記書校をののっ必く立学期齡と困がし申小時年、が援詳等、と同家族支け況園在がた家なだ状椎現態つやうる労幼、状だ人よきい。就～校のう本のでさ・生高人どでど、だ

就労・日常生活状況	1. 障害認定日（初診日から1年6月日または、それ以前に治った場合は治った日）頃と 2. 現在（請求日頃）の就労・日常生活状況等について該当する太枠内に記入してください。
-----------	--

1. 障害認定日（昭和・平成 年 月 日）頃の状況を記入してください。

就労状況	就労している場合	職種（仕事の内容）を記入してください。					
		通勤方法を記入してください。	通勤方法（片道）	時間	分		
		出勤日数を記入してください。	障害認定日の前月 日	障害認定日の前々月 日			
		仕事や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。					
	就労していない場合	仕事をしていた（休職していた）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は、具体的な理由を（ ）内に記入してください。	ア 体力に自信がなかったから イ 医師から働くことを止められていたから ク 働く意欲がなかったから エ 働きたかったが適切な職場がなかったから オ その他（理由）				
日常生活状況	日常生活の制限について、該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできた 2→自発的にできたが援助が必要だった 3→自発的にできないが援助があればできた 4→できなかった		着替え（1・2・3・4）	洗面（1・2・3・4）	入浴（1・2・3・4）	散歩（1・2・3・4）	
	その他日常生活で不便に感じたことがありましたら記入してください。						

2. 現在（請求日頃）の状況を記入してください。

就労状況	就労している場合	職種（仕事の内容）を記入してください。					
		通勤方法を記入してください。	通勤方法（片道）	時間	分		
		出勤日数を記入してください。	請求日の前月 日	請求日の前々月 日			
		仕事や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。					
	就労していない場合	仕事をしていない（休職している）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は、具体的な理由を（ ）内に記入してください。	ア 体力に自信がないから イ 医師から働くことを止められているから ク 働く意欲がないから エ 働きたいが適切な職場がないから オ その他（理由）				
日常生活状況	日常生活の制限について、該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできる 2→自発的にできるが援助が必要である 3→自発的にできないが援助があればできる 4→できない		着替え（1・2・3・4）	洗面（1・2・3・4）	入浴（1・2・3・4）	散歩（1・2・3・4）	
	その他日常生活で不便に感じていることがありましたら記入してください。						
障害者手帳	障害者手帳の交付を受けていますか。		1 受けている 2 受けていない 3 申請中				
	交付されている障害者手帳の交付年月日、等級、障害者を記入してください。 その他の手帳の場合は、その名称を（ ）内に記入してください。		① 身・精・療・他（ ） 昭和・平成 年 月 日 （ ）級 障害名（ ）				
	※給付の手帳 身→身体障害者手帳 療→療育手帳 精→精神障害者保健福祉手帳 他→その他の手帳		② 身・精・療・他（ ） 昭和・平成 年 月 日 （ ）級 障害名（ ）				

上記のとおり間違いないことを申し立てます。

※請求者本人が署名する場合、押印は不要です。

平成 年 月 日	請求者 現住所
代筆者 氏 名	氏 名
請求者からみた住所（ ）	電話番号

- 申請書の裏面は現在の就労状況や日常生活能力を記入します。
- 「日常生活能力」は、日常生活を社会人として援助を得ないで送ることができる能力です。保護者や援助者の声掛けが無いとできないようでは、いくら動作自体ができて「ひとりでできる」ことにはなりません。アパート等での単身生活を想定して記入してください

障害年金に関して

- ③診断書の作成
- 20歳時点の請求手続きを行う場合は、原則、20歳到達日前後3か月以内の障害状態を記載した診断書の提出が必要です。また、20歳を過ぎてから請求手続きを行う場合は、請求日以前3か月以内の障害状態を記載した診断書の提出が必要です。
- 医療機関に受診し、診断書は精神用のものを使い、書いてもらいます。診断書料は医療機関によって異なりますが、普通5千円から1万円ぐらい。これは自己負担です。申立書ができていたら、先生にお渡しをしましょう。
- 知的障害で申請する場合、診断書には発達検査の結果を記入する欄がありますが、開業医では検査ができないことがあります。療育手帳の判定を受けた知的障害者更生相談所で検査検査の結果を証明書にして発行してもらえます。

障害基礎年金に関して

④年金事務所への書類の提出

- (1) 申請者（本人）名義の通帳（郵便局または銀行）
- (2) 年金手帳
- (3) マイナンバーカード
- (4) 療育手帳
- (5) 概況申立書
- (6) 診断書
- (7) 年金請求書

請求後、書類の内容確認が必要となる場合がありますので、提出前に必ずコピーを取りましょう。

障害年金の受給決定後は、ほとんどの場合、定期的に更新手続き（診断書の提出）があります。そのときに以前提出した診断書のコピーが役立ちますので、大切に保管しておきましょう。

障害基礎年金に関して

⑤年金の支給に関して

・障害年金の支給が認められると、ご自宅に年金決定通知書（年金証書）が届きます。年金決定通知書（年金証書）には、支給される年金の額が記載されています。年金の基礎金額はもちろん、扶養家族がいるなどの加算事由がある場合は、いくら加算されるのかも記載されています。。

年金は、原則として偶数月の15日に振り込まれます。15日が金融機関の休業日である場合は、その直前の営業日に振り込まれます。初回の年金については、奇数月に振り込まれることもあります。

年金は、受給権が認められた月の翌月分から支給されることになっています。いつ受給権が認められたのかは、年金決定通知書（年金証書）に記載されています。

障害基礎年金に関して

- 年金の認定がされる時に、障害の程度が変わりそうな人については、数年ごとに診断書の提出を求め、障害の程度が見直されることになっています。その結果、障害の程度が軽くなったと判断された時は、等級が変わったり、支給されなくなることがあります。不支給の場合は不支給決定通知書または却下通知書が送付されます。
- 障害年金の裁定などの決定に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から60日以内に、社会保険審査官に審査請求を行うことができます。

障害基礎年金の申請に関して

- 一般就労されている方だと年金が通りにくい方もいます。
- 年金申請を専門にしている社労士（社会保険労務士）に相談することもできます。
- 相談をすれば必ず申請が通るというわけではないですが、自力で申請するよりも専門的な知識やノウハウをもっておられるので、相談をすることで年金がおりた方も実際におられます。
- 相談事業所から社労士を紹介することも可能です。ただ、社労士を利用する場合、報酬が発生するので確認が必要です。

収入例

	利用者がもらえる額	留意事項
障害基礎年金2級	66250 円	2か月に1回支給
障害年金生活者支援給付金	5140円	2か月に1回支給
工賃	18000円	
合計	89390円	

特別障害者手当

1 目的

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、福祉の向上を図ることを目的にしています。

2 支給要件

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。

3 支給月額（令和4年4月より適用）27,300円

4 支払時期

特別障害者手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5 所得制限

受給資格者（特別障害者）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

収入例

1級の方の場合	利用者がもらえる額	留意事項
障害基礎年金1級	82,812 円	2か月に1回支給
障害年金生活者支援給付金	6,425円	2か月に1回支給
特別障害者手当	27,980円	年4回、3か月分まとめて支給
合計	117217円	

生活保護

- 生活保護は、世帯の収入だけでは国が定める保護基準（最低生活費）に満たない場合に、受けられます。その場合、不足する額を保護費として支給し、最低生活を保障します。

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

- 収入が保護基準（最低生活費）を超えるときは、生活保護を受けられません。

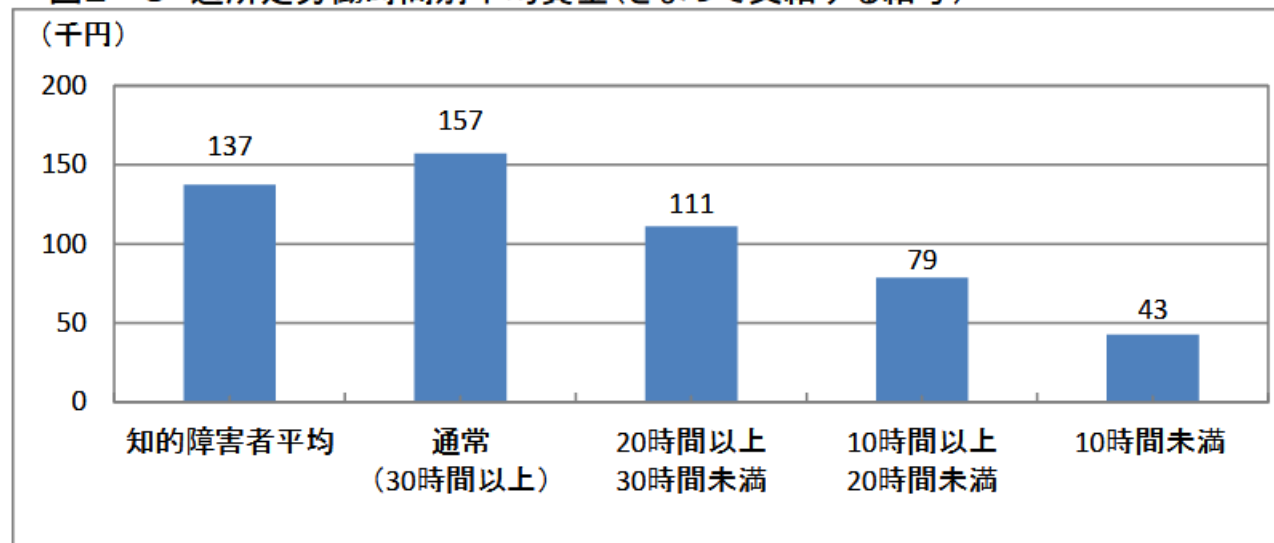
生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	1.基準額は、(1)食費等の個人的費用 2.(2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
介護サービスの費用 (介護保険の利用に伴うもの)	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)

生活保護に関して

- 最低生活費月額 11 万円で収入が障害基礎年金月額 8 万円あったとすると、生活保護費は 3 万円支給されます。
- 生活保護費は適当に計算しているわけではなく、国の基準できちんと計算されます。
- 親や兄弟に「扶養照会」といって「この方の生活費を出すことができませんか？」という問い合わせがある場合もありますが、その時は、「自分たちの暮らしで精いっぱいなので、無理です。」と、紙に書いて提出してください。もちろん、経済的にもものすごく余裕がある場合は、扶養していただけたらと思います。

令和5年6月時点で回答事業所（6,406社）において雇用されている知的障害者は5,964人であり、復元すると推計27万5千人であった。

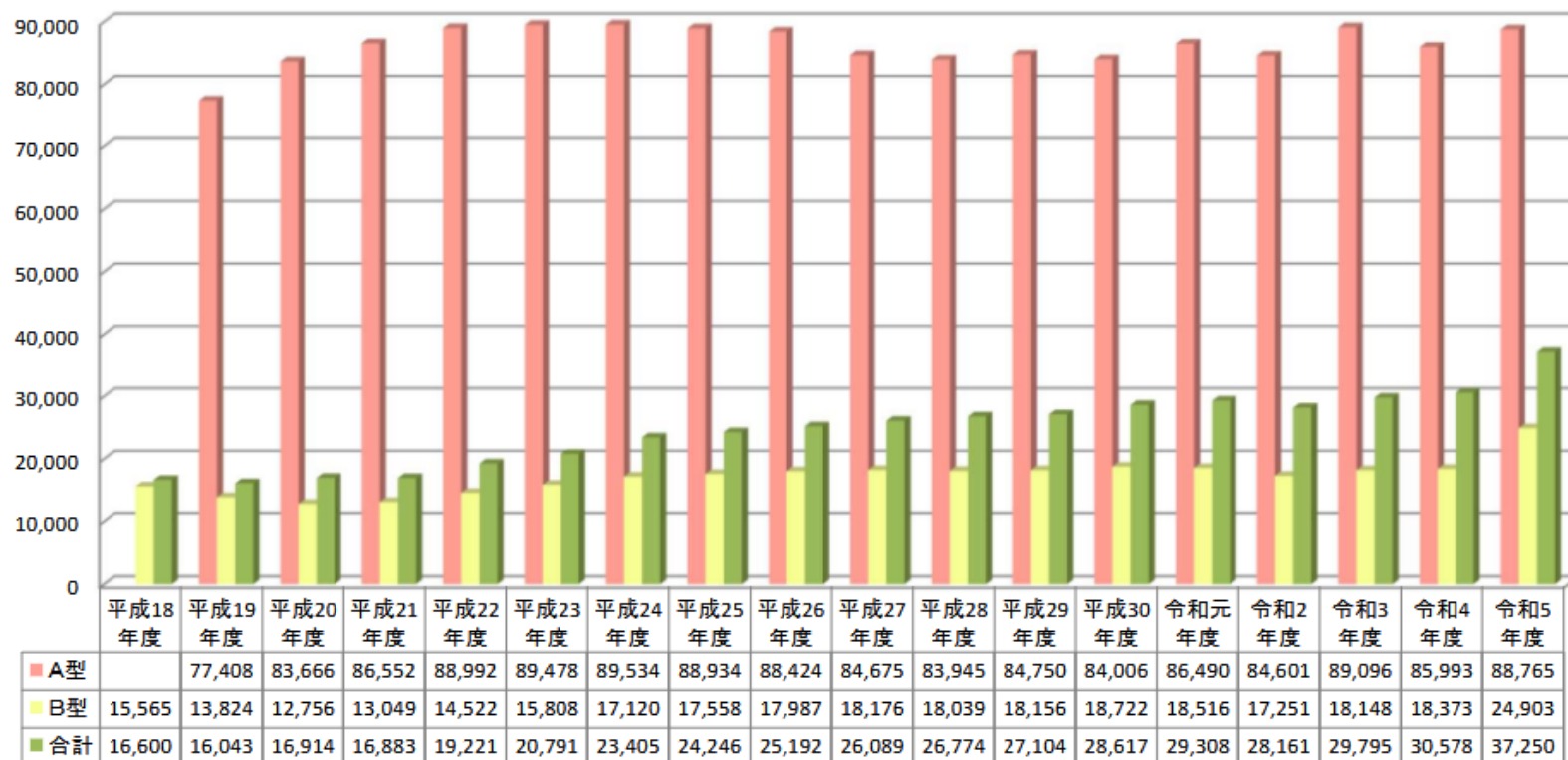
図2-8 週所定労働時間別平均賃金(きまって支給する給与)



賃金の支払形態は、月給制が24.8%、日給制が1.9%、時給制が72.5%、その他が0.6%、無回答が0.2%となっている。

□ 滋賀県における就労継続支援事業所の平均工賃等の推移(平成18年度～)

工賃額



注1: 平成18年度の合計実績には、福祉工場の実績も含む。

注2: 平成18年度および平成19年度のB型実績には、入所・通所授産施設および小規模通所授産施設の実績も含む。

注3: 平成20年度から平成23年度のB型実績には、入所・通所授産施設の実績も含む。

注4: 令和5年度分からB型工賃の算出方法が次のとおり変更された。

[変更前] 年間工賃支払総額 ÷ 工賃支払対象者延べ人数

[変更後] 年間工賃支払総額 ÷ 開所日1日あたりの平均利用者数 ÷ 年間開所月数

将来の暮らしにどれくらいお金がかかるか考える

- 「どこにすんでいるか」
- 「誰とすんでいるか」
- 「どんな暮らしがしたいか」
- 「被服費」「食費」「住居費」「交通費」「遊興費」「通信費」（パソコンやスマホ）
- 「季節ごとの買い物(例：衣類、布団、暖房器具…)」 「大きなお金（家電の購入等）」
- 「福祉サービスの自己負担分」
- 「医療費はどれくらい考えればいいか。」
（持病がある場合とない場合で違う。住んでいる地域によって、持っている手帳によって、病気によって、助成の制度が違う。）
- 「社会保険料」。

暮らす場とお金 ①

	基本にかかるお金	考慮すべきこと	生活保護制度の利用
賃貸アパート等	障害のない人と同じような生活費がかかります。 加えて、ホームヘルパーなどの福祉サービスの利用料がかかりますが、本人の収入にあわせて利用負担金には上限がかかります。	障害のある方の所得補償が遅れている日本では、収入の少ない方が多いため、ホームヘルパーなどの利用負担金は必要な量の支援を使っても、月額0円～4600円の方が多いように思います。（ヘルパーと遊園地などに行った際はヘルパーのチケット代等が別途必要になります。）	利用できる。（預貯金がない場合など一定の条件がある）
親の残した家等	ひとり暮らしと同じ生活費がかかります。家賃がいりませんが、固定資産税等を払う必要があります。 家の管理、町内の付き合いなどをどのようにしていくのか決めておく。	ヘルパー等の福祉サービスの利用が可能です。本人の収入にあわせた自己負担金が発生します。	不動産をもっている生活が使用できないことが多いので、不動産の名義には注意。

暮らす場とお金 ②

	基本にかかるお金	考慮すべきこと	生活保護制度の利用
グループホーム	利用負担金（家賃、食費、光熱水費、日用品費等）多くのグループホームは、障害者生活の基礎となる金額に設定されているが、最近では、利用基礎となる金額を超える高いグループホームも増えている。 ちなみに、大津市では、55,000円～65,000円程度が標準。8万円を超えるとところもあり。	被服費や交通費、通信費、どの程度の余暇（人生の楽しみ）を希望するか→生活に必要な金額は変わる。	利用できる。（預貯金があるなど条件がある）
入所施設	利用負担金（食費、光熱水費、日用品費）を支払った後、手元に2万～2万5千円程度残るような利用負担額に設定されている。	被服費や交通費、通信費、どの程度の余暇（人生の楽しみ）を希望するか→生活に必要な金額は変わる。	利用できない。（生活保護にならないところまで減免措置）

グループホームの利用料金（例）

	利用者が支払う額	留意事項
障害福祉サービス利用料	0円	本人が非課税の場合
家賃	27000円 (家賃37000円)	補足給付費として家賃補助が最大1万円出た場合。
光熱費	10000円	
食費	24000円	朝食代300円と夕食代500円
日用品費	4000円	共用の日用品費
合計	65000円	

- ・ 昼食代や交通費や衣類代や携帯電話代や娯楽費等が別途かかります。
- ・ ホームの入居にあたり、各自が部屋で利用する布団やテレビ等の購入費用がかかります。

グループホームに入居した場合の収支例

	利用者がもらえる額	留意事項
障害基礎年金2級	66250 円	2か月に1回支給
障害年金生活者支援給付金	5140円	2か月に1回支給
B型の工賃	18000円	
合計	89390円	
	利用者が支払う額	留意事項
グループホーム利用料	65000円	
通所昼食代	10000円	通所事業所で弁当を購入する場合
携帯電話代	3000円	
健康保険料	2000円	
お小遣い	9000円	
移動支援利用料	1000円	毎週1回移動支援利用。車両送迎支援
合計	89000円	

入所施設の実費負担について

- ・入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、54,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を54,000円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

障害福祉サービスの利用者負担について

<障害者の場合>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^(注1)	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 1 6 万円 ^(注2) 未満） ※入所施設利用者（2 0 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます ^(注3) 。	9, 3 0 0 円
一般 2	上記以外	3 7, 2 0 0 円

<世帯の範囲>

種別	世帯の範囲
1 8 歳以上の障害者 (施設に入所する 1 8、1 9 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 1 8、1 9 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

<障害児の場合>

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市町村民税非課税世帯		0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 2 8 万円 ^(注) 未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4, 6 0 0 円
		入所施設利用の場合	9, 3 0 0 円
一般 2	上記以外		3 7, 2 0 0 円

<世帯の範囲>

種別	世帯の範囲
1 8 歳以上の障害者 (施設に入所する 1 8、1 9 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 1 8、1 9 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

利用者負担に関する配慮措置

	入所施設 利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設 利用者 (20歳未満)	医療型施設 利用者 (入所)
自己負担	利用者負担の負担上限月額設定(所得段階別)					
	高額障害福祉サービス等給付費(世帯での所得段階別負担上限)					医療型個別減免(医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定)
			事業主の負担による就労継続A型事業(雇用型)の減免措置			
	生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)					
食費・光熱水費	補足給付 (食費・光熱水費を減免)	食費については実費負担ですが、通所施設(事業)を利用した場合には、食費の人件費支給による軽減措置が受けられます。 補足給付 (家賃負担を軽減)	食費の人件費支給による軽減措置		補足給付 (食費・光熱水費を軽減)	

自立支援医療（精神通院医療）に関して

①対象者

・てんかん発作のある方をはじめとして精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患の方で、通院による精神医療を継続的に必要とする程度の病状の方が対象となります

②利用できる医療機関

「指定自立支援医療機関」（病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション）で利用できます。利用できる医療機関や薬局は、申請時に登録した1ヵ所のみです。ただし、脳波検査やMRIなどの設備がない場合は、設備のある病院をもう1ヵ所追加することができます。

自立支援医療（精神通院医療） に関して

③助成内容

・自立支援医療の対象となる医療について、自己負担は医療費の1割となり、また、低所得世帯の方や、一定負担能力があっても、^{継続的に}相応の医療費が設定される負担軽減策があります。

所得区分(医療保険の世帯単位)		負担上限月額	
		<一般>	<重度かつ継続>
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上	対 象 外	20, 000円
中間所得 2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満	総医療費の1割 又は高額療養費の 自己負担限度額	10, 000円
中間所得 1	市町村民税 33,000円未満		5, 000円
低所得 2	市町村民税非課税(低所得1を除く)		5, 000円
低所得 1	市町村民税非課税(本人または障害児の保護者の年収80万円以下)		2, 500円
生活保護	生活保護世帯		0円

【月額医療費の負担イメージ】

医療保険(7割) ※年齢等により異なる場合があります	自立支援医療費 (月額医療費－医療保険－患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
-------------------------------	------------------------------	---------------------

自立支援医療（精神通院医療）に関して

④申請に関して

- ・通院している医療機関の主治医に診断書を準備いただき、お住まいの市町の障害担当課において、申請をします。
- ・申請が認められると「自立支援医療受給者証」と「自己負担上限額管理票」が交付され、それらを提示することで医療費が軽減されます。
- ・1年に1回更新が必要となります。

福祉医療費受給券 (重度心身障害者老人等福祉助成券)

①対象者

- ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人(後期高齢者医療保険加入者除く)
- ・知的障害最重度～中度(療育手帳A1・A2・B1)の人(後期高齢者医療保険加入者除く)

②助成内容

- ・保険適用総医療費から保険給付の額と自己負担金を控除した額[自己負担金]

通院：保険医療機関ごとに1ヶ月につき500円（ただし、院外処方による調剤薬局での自己負担金はありません。）

入院：1日当たり1,000円、月額14,000円を限度 ただし、低所得者は自己負担金はありません。（低所得者：市町村民税非課税者（本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））

③申請方法

- ・担当窓口で、福祉医療費受給券(または重度心身障害者老人等福祉助成券)の交付申請をしてください。

金銭管理と権利擁護

権利擁護

- お金を使う権利をどう保障していくか？
→使いすぎ、無駄遣い？使い方が分らず貯まってしまう。
- 計算ができる事も大切だけど、金銭感覚をどう養うか？
- 金銭感覚とは、「お金に関して、親和性を持ち、日常生活においても積極的に話題に取り上げ、自分の生活レベルから、物の高い安いを感覚的に判断でき、しかも収入を使い切ることなく、貯蓄行動もきちんととれ、金銭管理がしっかりしていること、そういう教育を受け続けていること」

消費生活トラブルの背景

- 人を信じやすい、疑うことを知らないことが影響していると考えられる事例
- 典型的な消費者トラブルや詐欺の手口等への知識が不足していること、過去の経験を目の前の事態に関連付けたり、応用したりすることが苦手
- 障がい者に対する周囲の十分な理解や配慮、又は障がい者自身が社会の中で十分な経験を積める環境が整っていない
- 身のトラブルを「消費者トラブル」ではなく、単に「困ったこと」などと認識しどこにも相談しない

巻き込まれやすい消費生活トラブル

- 迷惑メールや詐欺メールを真に受けてしまう。世の中には、いろいろな手口でだまそうとする人がいることや、知らない人からの電話やメールは、無視してもよいこと、逆に無視すべきということを伝えて行く必要があります
- スマートフォンのゲーム課金によるトラブル。ゲームの課金については、様々なものがあり、無料か有料か、最初は無料でも途中から有料になるなど、一見すぐにわからないものもあります。有料サービスを利用するときには、課金状況を確認することが必要です。また、クレジットカードやプリペイドカードを使って支払う場合には、お金を使った感覚がなくなりがちになってしまうことも注意しておきたい点です。
- 訪問販売や通信販売は、顧客に商品を買わせるプロです。最近では、継続購入を促すためによくできたビジネスモデルになっていることも少なくなく、初回は無料だけど、1年以上契約をしなければならないものなどが増えています。契約内容をしっかり確認しないまま購入してしまい、消費者トラブルに巻き込まれることも多くあります。そのような時には、クーリング・オフ制度を活用しましょう。

消費生活センター

- 消費者基本法では「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」を認め、国や地方公共団体に消費者の権利の尊重とその自立の支援を求めています。
- こうしたことから地方公共団体は消費生活センターを置いて、消費者被害の救済やくらしに役立つ情報提供、消費者教育・啓発などの行政サービスを行っています。
- 消費者ホットライン「188（イヤヤ）」に電話すると、お住まいの地域の消費生活センターにつながります。

お金に関するトラブルが発生する場合があるというお話がありました
が、障害者の方がクレジットカードの審査や契約に置いて家族などが
使用に制限をかけるなどの制度はあるのでしょうか

- 借りすぎを防止するために活用できるのが、「貸付自粛制度」という仕組みがあります。貸付自粛制度とは、日本貸金業協会、全国銀行個人信用情報センターのどちらかに借り入れの自粛を要請することにより、カードローンといった金融機関からの借り入れを5年間制限することができる制度のことです。申請をすることで、株式会社日本信用情報機構（JICC）と株式会社シー・アイ・シー（CIC）、全国銀行個人信用情報センターという3つの個人信用情報機関にその情報が登録され、その3社に加盟している金融機関からは一切の借り入れが行えなくなります。
- 貸付自粛制度は、金融機関からの借り入れを強制的に止めることができるほどの強力な効力を持っているので、基本的には対象者本人か法定代理人しか申請することができません。ただし、対象者の配偶者または二親等内の親族は、次の要件を満たしていると申請することができます。
 - * 貸付自粛が、対象者本人の生命や財産を守るために必要であること
 - * 対象者本人の同意を得るのが困難なこと

トラブルに巻き込まれたとき

- ・地域で生活しているといろいろなトラブルに巻き込まれる可能

性もあります。その時に大切なことは「かかえこまない」ことです。相談支援事業所等に相談してください。何かあった時に相談できる人、本人のことを知ってくれている第3者の支援者を普段から作っておくことが大切です。

- ・トラブルに巻き込まれたときの弁護士費用や、他人にけがをさせたり物を壊したりして賠償が必要な時のために知的障害の方向けの民間保険に加入することもできます。

子ども名義の口座の開設及び出金に関して

- 障害がある方も成人すると、親権は失われ、例えば、預金の契約、財産の相続などに本人が意志を示すことが必要になります。
- 成人になると銀行で子ども用の口座を新しくつくったり、引き出したりすることは、本人でなければ家族と言えども代理人として指定されていない者以外は原則認めていません。
- もちろん、障害のある方でも一定の意思能力がある場合、自分の口座から預金を引き出してきて欲しいと家族に依頼した場合であれば、法律的には問題ありません。
- 本人名義の銀行口座は本人が18歳（可能であれば15歳）になる前に親権者が銀行口座を開設しておくのが良いです。

子ども名義の預貯金に関して

- お金を管理している口座が子どもの名義でも、お金の出どころが親であれば、親から子への贈与とみなされ、贈与税が課税されます。そのため、名義預金とみなされると子どもに贈与税が発生する可能性があります。なお、年間110万円以下の贈与であれば、贈与税は課税されません。
- 通帳・キャッシュカード・銀行印を親が管理していた場合や、子どもが贈与を受けたことを認識していない場合、子どもの財産ではなく親の財産と判断されるので、親が亡くなった際に相続財産となり遺産分割の対象となります。
- 子が成人後は、親は自由にお金の引き出しなどができなくなる場合があります。

成年後見制度

・判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、下記のような必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。

- * 預貯金の管理・解約
- * サービス利用の契約
- * 身上監護（本人の生活環境を整えるための支援。）
- * 不動産の処分
- * 相続手続

→手術や治療に関する医療行為への同意は後見人はできません。

法定後見 3つの類型

後見人	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方	すべての契約などを ・代わってしてもらう（代理権） ・とりけしてもらう（取消権）
保佐人	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	財産にかかわる重要な 手続・契約などを ・いっしょに 決めてもらう（同意権） ・とりけしてもらう（取消権） ・代わってしてもらう（代理権）
補助人	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めること <u>に心配がある方</u>	一部の限られた 手続・契約など ・いっしょに 決めてもらう（同意権） ・とりけしてもらう（取消権） ・代わってしてもらう（代理権）

成年後見人の仕事は？

できること	できないこと
・福祉サービス利用の手続や契約 ・保険料や税金の支払やお金の出し入れ ・定期的な訪問や生活状況の確認 ・施設入所の手続 ・書類の確認や福祉サービス事業者等への改善の申し入れ ・よくわからずにした契約の取り消しができることもある	・日用品の買い物など、日常生活に関すること本人への直接の介護や掃除など ・施設入所契約や賃貸契約などの「保証人」 ・病院で手術や輸血、検査等の「医療行為への同意」 ・本人の結婚や離婚などについての手続きや、本人に代わって遺言を書く

成年後見制度を使うメリットは？

- ①詐欺、悪徳業者などからの被害防止
- ②金銭管理で生活費のやりくり支援
- ③医療・福祉など事業者との契約行為を代理
- ④相続手続などを代理
- ⑤虐待からの救済、保護
- ⑥自分らしい生活を送れるように、一緒に考えてくれる
- ＊デメリット
- ①成年後見制度を利用すると途中でやめることはできません。
- ②専門職がした場合、報酬が発生します。
- ③親族がした場合、毎年裁判所に報告書を提出する必要があります。

成年後見人などはどんな人になるの？

- 成年後見人等は、ご本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。
- 成年後見人などには、家族や親せきのほか、福祉の専門家（社会福祉士）、法律の専門家（弁護士、司法書士）などがなります。専門的な勉強をした地域の人（市民後見人）や、後見をしてくれる団体（法人後見）などがなることもあります。団体に頼むと組織の複数の人数でチーム対応します。
- また、複数の人（家族と専門家等）にしてもらうこともできます。最初は、親御さんと専門家で複数後見をすることで、親御さんがどのようなことを大切にされているか、どのようなお金の使い方をされてきたかを専門家も理解して支援することができます。
- なお、家族が後見人になっていて、遺産相続を受ける場合、利益相反になるので「特別代理人」を立てることになります。ご本人が不利にならないように遺産分割がされます。

成年後見制度を利用する流れ



申し立てにかかる費用

申し立てた人が下記の支払いをします。

- ・ 診断書・戸籍謄本等経費 約2千円～1万円
- ・ 申立て費用 約8千円

<場合によっては以下の費用もかかります。>

- ・ 鑑定費用約5万円（実際は申立ての1割程度の人を対象）
- ・ 申立て代行費用（弁護士や司法書士にお願いをする場合）

* 申立費用の助成制度があります（法テラス）

利用にかかる費用

- 専門家の後見人に支払う報酬はだいたい月 2 万円程度が目安です。しかし、預貯金や不動産などをたくさん持っておられる方の場合は、財産管理もそれだけ複雑にもなりますので、裁判所の判断で高くなる場合があります。
- ただし、資産がなく、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合には、各市町村に「成年後見人等報酬助成金」の制度がありますので、ご活用ください。

成年後見制度の見直しの議論が開始

- 令和4年8月12日、現行の成年後見制度の下記改善点等について、法務省が2026年度までに民法などの改正法案の国会提出を目指して検討を始めました。政府は2026年度までの改正を目指しています。
- (1) 本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき
- (2) 終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき
- (3) 本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人を円滑に交代できるようにすべき

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要【令和6年2月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約

（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における 開始、終了等に関する ルールの在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割） が解決しても、 判断能力が回復しない 限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の 必要性を考慮して開始し、必要性が なくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における 取消権、代理権に 関するルールの在り方	成年後見人には包括的な取消権、 代理権があり、 本人の自己決定が 必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、 本人にとって必要な範囲に限定して 付与する仕組みを検討
法定後見制度における 成年後見人等の交代 に関するルールの在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人 等の交代が実現せず、 本人がそのニーズ に合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等 の交代を可能とするなど適切な保護を 受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における 適切な時機の監督人 選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も 適切な時機に任意後見監督人の 選任申立てがされず、任意後見契約の 効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人 選任の申立てを義務付ける仕組みや 申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- 法定後見制度における類型の見直し
- 成年後見人等の報酬の在り方

地域福祉権利擁護事業

- 社会福祉協議会が事業を行っています。知的障害者、精神障害者の方で、本人契約できる方が対象です。利用料がかかります。

☆毎日のお金の管理のお手伝い

- 預貯金のお出し入れ、医療費や、公共料金の支払いなどを手伝ってくれます。お金を渡す回数や方法もご本人と専門員とが相談して決めます。

☆書類等預かりサービス

- 預貯金通帳、証書など、大切な書類や印鑑を貸し金庫で保管してくれます。

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度

	地域福祉権利擁護事業	成年後見制度
判断能力	契約する能力はあるが、金銭管理は支援が必要	判断能力が難しい、もしくは不十分
利用開始の方法	社協に申し込み、本人と契約。	本人、配偶者、4親等内の親族、市長などが家庭裁判所に申し立て審判
費用	利用料がかかります。なお、生活保護世帯は無料です。	家庭裁判所が決めた報酬を支払う。
支援する人	社協の専門員と生活支援員	親族、弁護士、社労士、社会福祉士、法人等
支援内容	福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類預かり	財産管理や身上監護に関する法律行為全般。代理権や取消権や同意権がある。 (医療同意はできない)

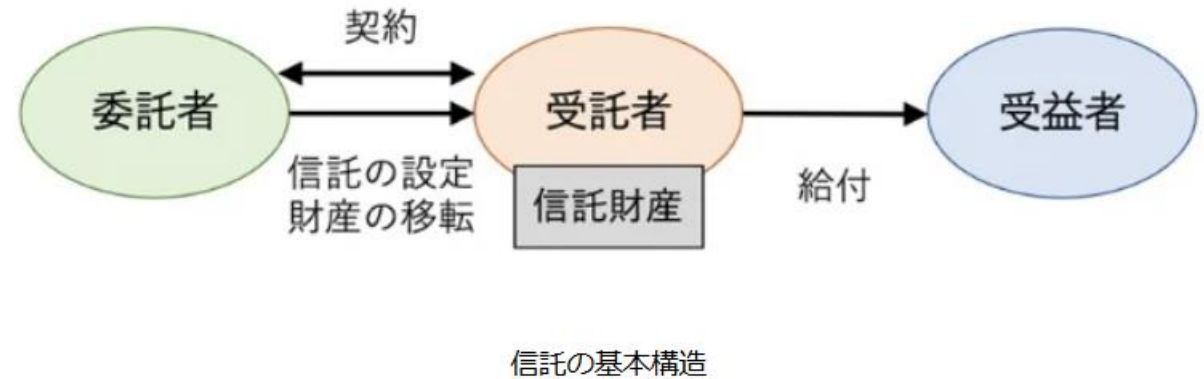
親亡きあとに備えて

障害者扶養共済制度

- 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。
- 都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。
- 保護者が死亡し、又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金が生涯にわたり支給されます。
- 加入者の加入時の年齢・加入時期に応じた掛金（5,600円～23,300円）となっており、2口まで加入できます。
- 掛金の免除制度があります。加入者が65歳（4月1日現在）以降、最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して20年以上加入したときは、その後の掛金は免除されます。
- 加入者が地方公共団体に支払う掛金は所得控除の対象になります。
- 全国都道府県・指定都市で加入でき、転出した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。

信託とは

- 委託者が信託した財産は、委託者から受託者へ委託される。信託は、委託者と受託者との間の契約による財産の分離である。
- 委託者の死亡時、信託財産は相続財産として分割協議の対象となる。信託財産は、委託者の死亡時、信託財産として分割協議の対象となる。
- 遺言等による信託は、信託財産を目的に給付される。遺言等による信託は、信託財産を目的に給付される。
- 遺言等による信託は、信託財産を目的に給付される。遺言等による信託は、信託財産を目的に給付される。



信託の種類

- ①特定贈与信託
- ②財産承継信託
- ③生命保険信託
- ④家族信託

ご親族・篤志家

みなし贈与

特定障害者



委託者

贈与税非課税限度

- ・ 特別障害者 6,000万円
- ・ 特別障害者以外の特定障害者 3,000万円



受益者



* 受益者が亡くなった場合は、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等に残った財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

遺言書の作成

- 遺言書がない場合は、法定相続人全員が財産の分配方法について合意したことを証明する「遺産分割協議書」が必要です（ただし法定相続分どおりに遺産分割を行う場合は不要）。こには相続人全員の署名と実印が必要になるのですが、このとき相続人の中に障害のある人がいて、本人では署名ができない、実印がないといった状況だと、成年後見人をつけてもらう必要があります。
- 遺言があれば、遺産分割の話し合いをする必要はありません。また、遺言に遺言執行者を指定すれば、障害者が相続の手続きに関与する必要もなくなります。

きょうだい児の悩み

- きょうだい児の数は、推定664万人前後といわれています。
- 親が障害のある兄弟姉妹のケアに忙しく、孤独感を抱きやすい
- 兄弟姉妹の発作や命の危険がある様子などを間近で見て、辛いと感じる。
- えらい子・できる子であることを期待される。
- 子どもの頃から、自分のことよりも障害のある兄弟姉妹のケアを優先する生活を送る。ヤングケアラーとなる場合も。
- 障害者やその家族に対する世間の偏見に悩まされる。
- 障害のある兄弟姉妹から、日常的に、暴力や嫌がらせなどを受けるきょうだいがいる。
- 進路・結婚・出産を考えるうえで障壁となることがある。
- 「生涯にわたり、障害のある兄弟姉妹の面倒を見なければならない」というプレッシャーがある。

きょうだいと扶養義務に関して

- 扶養義務とは、一定範囲内の近親者が、自己の資産や労働のみでは自立した生活を送れない人を経済的に援助する義務のことをいいます。また、扶養権利者（扶養されるべき人）は、扶養義務者（扶養義務を負っている人）に対して、経済的援助を求めることができます。
- 扶養義務者自身の生活は通常どおり送れることを前提として、その余力の範囲内で、被扶養者を扶養する生活扶助義務をいいます。
- きょうだいの同居や直接的な介護に関しては互いの合意があるときのみで義務ではありません。

将来的にきょうだいが対応すること

- 入所や入院の際の緊急連絡先や身元保証人の対応
- 治療や手術の説明と同意
- 本人が亡くなった時の対応
- 生活保護を申請した時の扶養照会の問い合わせへの回答
- 成年後見人の申し立ての意思確認

きょうだい児において何か対策があったりするのでしょうか。

- きょうだい児同士の交流の場の提供として、ほかのきょうだい児と出会い、様々な悩みを共有するウェブサイトやオンラインサービスを提供する支援団体があります。
- きょうだい児のためのサイトで「Sibkoto（シブコト）」という交流サイトがあります。
- 厚生労働省では、2015年から「きょうだい児を含む患者・家族の相互交流事業」を実施。事業の実施主体は各自治体。任意事業のため、実施している自治体は限られている状況ですが、2021年度からは、政府から専門家を派遣し、事業の立ち上げをサポートしてます。

あなたも大切な一人です。

ケアラーはこんな人たちです



障害のあるこどもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配
で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守り
などのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や
介護をいつも気にかけている

こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。

- 抱てま、けい、い、助ま、な、か、ぎ、い、も、す、な、て、り、ま、つ、張、こ、言、ん、頑、え、と、せ
- が、う、か、で、生、よ、も、の、人、い、生、も、の、な、人、い、の、の、な、さ、え、た、の、も、が、な、え、ど、け、あ、が、子、か、に、け、す。
- 歩、と、の、で、う、の、つ、切、い、る、ず、大、と、あ、人、も、族、で、一、み、す。家、切、歩、ま、の、大、に、の、り、つ、が、様、生、あ、一、み、同、人、も
- ん、こ、親、増、す。さ、る、る、も、で、も、え、え、先、と、ど、増、支、存、こ、子、が、依、う、は、先、り、の、い、と、存、あ、ん、と、立、依、で、さ、す、自、の、と、御、や

助けてと言えることが生きる力であり、自立です。

そして、助けてといえる社会を創り続けることが福祉の役割です。